

平成22年12月22日

伊勢市議会議長 宿 典 泰 様

議会改革特別委員会
委員長 中 村 豊 治

議会改革特別委員会中間報告書

本特別委員会に付託された事件について、伊勢市議会会議規則第46条第2項の規定により、下記のとおり中間報告をいたします。

なお、本特別委員会において結論を得ました事項につきましては、これを実現されるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 調査事件

議会基本条例の制定を含む議会改革に関する調査・研究

2 調査活動の経過（会議の開催年月日及び協議内容）

区分	開催期日	協議内容
一	平成22年7月14日	平成22年6月定例会において、8名の委員をもつて構成する議会改革特別委員会を設置し、8名の委員を選任
第1回	平成22年7月14日	正副委員長の互選
第2回	平成22年8月4日	1 会議の公開について 2 今後の進め方について
第3回	平成22年8月25日	具体的検討項目の設定について
第4回	平成22年9月2日	具体的検討項目の設定について
第5回	平成22年9月10日	具体的検討項目の設定について
第6回	平成22年9月29日	具体的検討項目の検討 (1)会期 (2)専決処分の見直し
第7回	平成22年10月13日	具体的検討項目の検討 (1)常任委員会・協議会への市長、副市長、職員

		の出席 (2) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方 (3) 常任委員会への議員の所属制限の再考
第8回	平成22年10月27日	具体的検討項目の検討 (1) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方（継続協議） (2) 常任委員会への議員の所属制限の再考（継続協議） (3) 対面方式の実施 (4) 一般質問の通告の時期 (5) 一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて (6) 本会議でのパネル使用の規定
第9回	平成22年11月12日	具体的検討項目の検討 (1) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方（継続協議） (2) 常任委員会への議員の所属制限の再考（継続協議） (3) 反問権 (4) 議場の投票機能の活用
第10回	平成22年11月25日	1 具体的検討項目の検討 (1) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方（継続協議） (2) 常任委員会への議員の所属制限の再考（継続協議） (3) 反問権（継続協議） (4) 議場の投票機能の活用（継続協議） (5) 本会議でのパネル使用の規定（ルールの案について） 2 中間報告書のまとめについて
第11回	平成22年12月15日	1 中間報告書のまとめについて

3 調査の経過の概要

地方分権時代にあって、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、議会の果たすべき役割と責任は一層重要なものとなっているところであり、議会がその

求められる役割を果たしていくためにはさらなる議会改革を行っていく必要がありますことから、平成22年6月定例会において、議会基本条例の制定を含め議会改革に関して調査・研究を行うことを目的に、8名の委員をもって構成する議会改革特別委員会が設置されました。

議会改革特別委員会は、検討を始めるに当たり、まず、委員会としての取組方針（別紙1）を確認し、今後の検討の進め方について確認しました。

次に、検討項目として取り組んでいく課題を整理し、「議会のあり方（伊勢市議会としてどのような議会をめざしていくのか）」及び「議会基本条例」のほか、具体的検討項目として51項目（別紙2）を取り上げることとしました。なお、具体的検討項目を設定するに当たり、最初の入り口の段階として委員の共通認識となるように、また、個々の具体的検討項目を検討する際の方向性となるように、伊勢市議会としてどのような議会をめざしていくのかということの大まかなイメージを4の(1)のとおり確認しました。

第6回以降の議会改革特別委員会においては、具体的検討項目について検討を行いました。

具体的検討項目51項目のうち11項目（一部検討中の項目を含む。）については4の(2)以下のとおり議会改革特別委員会として結論を得たところですが、引き続き、残る具体的検討項目について検討を進めながら、「議会のあり方」及び「議会基本条例」について検討を行う予定です。

4 調査の結果（議会改革特別委員会の決定・確認事項）

(1) 伊勢市議会としてどのような議会をめざしていくのかということの大まかなイメージ

- 「市民に信頼される議会」
- 「市民に親しまれる議会」
- 「政策形成機能、執行機関の監視機関としての機能、意見調整機能といった議会に求められる機能の充実・強化」
- 「市民参加を推進する議会」
- 「市民に開かれた議会」

※ 詳細は、今後、「議会のあり方」及び「議会基本条例」において議論を重ね、検討していきます。

(2) 会期

- ・ 定例会の回数については、年2回程度にしてはどうか、通年制はどうかなどといった意見が出されました。現行の年4回で十分に議論ができることがあることや必要があれば臨時会を開くことができること、また、通年制にするとかえって緊張感がなくなるのではないかと考えられることから、現行

を継続することとしました。

- ・ 定例会ごとの会期については、定例会の回数について現行を継続していくことを踏まえ、議員間で討論をすることとなった場合などには議会運営委員会で協議することとして、その時々の状況に応じて弾力的に運用していくこととしました。

(3) 専決処分の見直し

現状として、伊勢市においては、地方自治法の定めるとおり適正に運用されていると認められることから、引き続き市長の運用を見ていくこととしました。

(4) 常任委員会・協議会への市長、副市長、職員の出席

- ・ 市長及び副市長の出席については、現行のとおり、通常は自席で待機していることを前提に、議題の内容が市の政策や方針等の重要事項にかかわるものであって、市長等から直接に説明や答弁を求めるべきものである場合には、正副委員長が協議の上、議長を通じて出席を要請することとしました。また、執行機関側も、議題の内容に応じて市長又は副市長が出席すべきであると判断した場合には、現行のとおり、その旨を申し出てもらうことを確認しました。
- ・ 市長及び副市長以外の職員の出席については、議題の内容とはあまり関係のない部署の職員も出席しているのではないかとの声があることから、必要最小限の範囲での出席とするよう執行機関に対して再度依頼することとしました。なお、この点については、議員側も質疑の内容が議題外や所管外にわたらないように注意することとし、そのような場合には、必要に応じて委員長が制止する等議事の整理を行うことを確認しました。

職員の出席の件については、執行機関側で出席する者を極力絞り込むようにするとの報告をいただいております。

(5) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方

- ・ 委員会及び協議会における質疑での発言の方法については、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式が混在しているのが現状であることから、一問一答方式とすることとしました。また、議員側も質疑の内容が不明確となるないようきちんと整理した上で発言することを確認しました。
- ・ 協議会のあり方（執行機関から提出された案件の取扱い）については、協議会を経た議案については委員会での審査が形骸化しているのではないかといった意見があることから、執行機関とも協議した結果、協議会への案件の提出は、議会（委員）の意見を聴き、当該意見を考慮して執行機関としての最終案を決定し、又は市としての意思決定を行うことを目的とするものであることを確認するとともに、今後は、定例会前の1回の会議で多数の案件をまとめて協議するということではなく、政策等の立案過程にお

いて十分な期間をとて適時に協議会を開催して議論を重ねるようにし、市としての意思決定に努めていくこととしました。また、このため、執行機関側も議員側も、いわゆるガス抜きの場であったり、議案の事前審査とならないように留意することを確認しました。

- ・ 常任委員会のあり方については、常任委員会の機能強化を図っていくこととし、閉会中でも議決により付議案件について継続的に活動できるという委員会の特性を生かし、所管事務調査を積極的に行っていくこととしました。また、請願に係る意見書については、所管の常任委員会で議案を作成し提出する方法に変更していくこととしました。
- ・ 予算及び決算の審査のあり方については、予算及び決算を所管する常任委員会を新たに設置して審査を一元化する方法、現行の審査方法等について検討してきましたが、まずは上記の常任委員会の機能強化の取組を行い、その状況等を踏まえて将来において検討をすることとし、当面は現行の審査方法（当初予算・肉付け予算については予算特別委員会を設置して審査、通常の補正予算は常任委員会で審査、決算については決算特別委員会を設置して審査）を継続していくこととしました。

(6) 常任委員会への議員の所属制限の再考

当面は、現行の方法（1議員1常任委員会に所属）を継続していくこととしました。なお、将来において予算及び決算の審査の方法を検討する際には、この件も併せて検討することとしました。

(7) 対面方式の実施

本会議での質疑及び一般質問について、やはり相対する形で質問をするほうが自然であり、緊張感も増して議論が深まる効果が期待できることから、質問席を設けることにより対面方式を平成23年3月定例会から実施することとしました。なお、質問席は、現在の議員席の一部（最前列の中央部）を活用することとします。

(8) 一般質問の通告の時期

一般質問の通告書の提出期間について、定例会の招集告示の日に開かれる議会運営委員会が終了した時点から開会日の翌々日の正午までとすることとしました。なお、提出期間の変更は、平成23年3月定例会から実施することとしました。

(9) 一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて

現行（一般質問を行う日として第2日目から第4日目までの3日間（通常の定例会の場合）を予定し、議案質疑の後に実施）を継続することとしました。

(10) 本会議でのパネル使用の規定

パネルの使用については、議会での議論は口頭による議論であることが原則

であることにかんがみ、①あくまでも説明の補助としての使用であること、②必要最小限の使用とすること、③後日に会議録を読んだときにパネルを参照しなくとも発言の内容がわかるように配慮することを前提条件として使用を認めることとしました。なお、使用の申出等の手続などに関して一定のルールを整備することとして、現在、その案について検討しているところです。

(11) 反問権

議員の質疑・一般質問に対して、市長等執行機関の職員は反問することができることとし、反問の範囲については、質問の趣旨を確認する程度にとどめるというように制限するかどうか協議した結果、制限しないこととしました。また、議員提案等に対しても、執行機関としての立場から質問し、又は意見を述べることができることとしました。なお、平成23年3月定例会から試行運用することとし、本格的な導入については、今後検討する予定である議会基本条例において定める必要があることから、同条例の検討の中で試行運用の結果も検証しつつ検討を加えていくこととして、同条例の制定・施行後を目指としました。

また、本会議だけに限らず、委員会及び協議会においても同様に反問することができることとしました。

(12) 議場の投票機能の活用

現行の採決（表決）方法（「起立採決」、「簡易採決」、「記名投票」、「無記名投票」）で議事の運営に支障が出ているとは認められないことから、現在使用している議場の会議システムに押しボタン方式の投票機能を追加しないこととしました。なお、投票機能の追加について、個々の議員の賛否の公表につなげていくことも目的の1つにしてはどうかとの意見があったことから、個々の議員の賛否の公表について協議した結果、公表していくこととしました。

※ 公表の方法については、今後検討する予定である具体的検討項目「議案等についての議員の賛否の公表」で詳細を検討していきます。

議会改革特別委員会

委員名簿

区分	氏 名	会派名
委員長	中村 豊治	会派・創造
副委員長	品川 幸久	新風いせ
委員	辻 孝記	公明党
委員	吉岡 勝裕	明勢会
委員	黒木 駒代春	日本共産党
委員	西山 則夫	新政いせ
委員	浜口 和久	未来
委員	中山 裕司	高志会

別紙1

議会改革特別委員会の基本理念

分権型社会においては、地方公共団体の自主性・自立性・透明性の確保が強く求められる中、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割がますます重要になってきています。

のことから、法整備による議会の権限や機能の強化が不可欠であるとともに、議会自らも、政策立案・審議能力の向上や、住民との関係強化など、山積する課題に取り組んでいかねばなりません。

全国多くの議会が、議会運営のあり方や議員研修、住民参加等の議会改革に取り組み、活性化を図っている昨今、伊勢市議会においても、その必要性は否めません。

これら諸課題の解決に向けて、私ども議員は自らを見つめ直し、高めることがいかに重要であるかを自覚し、住民に身近な、信頼される議会、開かれた議会、「真の議会改革」を目指して、立ち止まることなく積極果敢に取り組み続けるものであります。